

【改正建築基準法・建築物省エネ法】解説講習会



2025年4月から、原則すべての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化され、また、木造住宅（2階建て以上または延べ面積200㎡超）の建築確認手続き等が見直され、構造審査等が始まります。法改正概要の説明や必要な手続きなどについて解説する講習会を開催いたしますので、奮ってご参加ください。

日 時 場 所	① 2024年12月4日（水）【福井市】福井県建設会館 4階大会議室（福井市御幸3-10-15）
	② 2024年12月18日（水）【敦賀市】プラザ萬象 小ホール（敦賀市東洋町1-1）
	③ 2025年1月16日（木）【越前市】武生商工会議所 3階会員サロン（越前市塚町101）
	【3会場共通】 13：30～16：10（受付12：45～）
定 員	① 80名 ② 100名 ③ 70名 【定員に達し次第締め切ります】
受 講 料	建築士会正会員：無料【参加申し込みは必要です】 非会員：1,000円（税込 ※テキスト代）
C P D	3単位（予定）

時間割	講習内容	講師等
13：30～ 16：10 (160分) *休憩10分あり	・改正建築基準法について ・改正建築物省エネ法について ・2階建ての木造戸建て住宅の確認申請図書の作成例 ・質疑応答	福井県土木部建築住宅課職員

■主催：一般社団法人福井県建築士会 共催：福井県 後援：公益社団法人日本建築士会連合会

●受講ご希望の方は、裏面の受講申込書兼受講票に必要事項をご記入の上、福井県建築士会にメールまたはFAXでお申込下さい。受講料の必要な方は、受講料をお振込みいただき、受講申込書に受講料の払込がわかるものを添付し、お申込みください。

●申込書の受領後に「受講票」をご本人様ご指定先のメール、FAXにお送りいたします

※受講票は当日受付にてご提示ください

●申込締切 ①令和6年11月29日(金) ②令和6年12月13日(金) ③令和7年1月10日(金)

●申込・
問合せ先 (一社) 福井県建築士会 ☎ : info@fukuiken-kenchikushikai.or.jp
TEL 0776-24-8781 FAX 0776-24-9570

【受講申込書・受講票】

「改正建築基準法・建築物省エネ法」解説講習会

必要事項をご記入の上、(一社)福井県建築士会へメールまたはFAX送信願います。

☒ : info@fukuiken-kenchikushikai.or.jp FAX (0776)24-9570

申込日 令和 年 月 日

○太枠内をご記入ください

参加希望会場	☐ ①福井市 ☐ ②敦賀市 ☐ ③越前市	受付番号【事務局記入欄】
申込者氏名		
勤務先		建築士会 CPD 番号
所属支部	☐ 正会員 支部 ☐ 非会員 (1,000 円【909 円消費税 91 円】) ※テキスト代	
住 所	〒	
電話番号		
受講票の 送付先	【メールアドレスまたは FAX 番号】	

< 受講料振込先 >

北陸銀行 福井東支店 普通預金 2604491 【口座名義】(一社)福井県建築士会
登録番号:T1210005000262

※振込手数料は各自ご負担願います

※受付番号のついたものが、受講票となります。当日忘れずにご持参ください。

※この申込書に記載された個人情報は、講習会以外の目的には使用いたしません。

◆受講料をお振込いただいたことがわかる金融機関のご利用明細票等を添付して送付してください。